Ⅲ　基本的な方向

１　計画の基本理念

地域には、一人暮らしの高齢者や障害のある人、子育て中の方など、何らかの支えを必要としている人が少なくありません。そのような支えを必要としている人やその家族も含め、すべての人が、人としての尊厳と個性を尊重されながら、家庭や地域の中で、自立し、支え合いながら、役割を持ち、安全・安心に暮らせる地域社会の実現が求められています。

このため、この計画では、**「地域全体で、すべての人の『自立』と『支え合い』、『安全・安心』をつくり出す地域共生社会の実現」**を基本理念として推進します。

２　計画の重点課題

基本理念を実現するためには、住民自らの自立に向けた努力を基本とした上で、地域において、住民一人ひとりが、お互いに心を通わせながら、思いやりの心を持って、支え合い助け合えるような役割が持てる地域づくりを展開**（＝地域福祉の推進）**するとともに、公的なサービスがよりきめ細かく、利用者の視点に立って適切に提供される必要があります。

さらに、市町村地域福祉計画は、住民の参加のもとに策定されるものであり、その策定過程を含め、地域共生社会の実現に重要な役割を担っています。

そのため、次の３点を重点課題として取り組みます。

・共に支え合う地域づくりの推進

住民やボランティア・ＮＰＯ等の民間団体との協働による、地域での支え合い、助け合いやネットワークづくりなどの地域づくり活動を推進していく取組を支援します。

・利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備

福祉サービスは、人々が尊厳を保ち、役割を持って、安全・安心に暮らせる地域づくりを支えていく上で不可欠のものであり、家庭や身近な地域の中で利用者の立場に立った適切なサービスが受けられるよう、その提供体制の整備を支援します。

・市町村地域福祉計画の策定の支援・推進

地域福祉の推進に関する事項を定める市町村地域福祉計画がすべての市町村で策定されるよう、支援・推進します。

３　行政・住民・民間団体の役割

（１）行政の役割

行政は、住民やボランティア・ＮＰＯ、社会福祉協議会、福祉関連事業者等の民間団体の地域福祉活動が活発に行われるよう普及・啓発や情報提供、人的又は物的な支援などの環境整備を行っていく必要があります。

また、公的な福祉サービスが、必要とするすべての人に行きわたり、適切に利用されるよう、住民や民間団体と協働しながら、福祉ニーズを把握し、それに応じたサービスが提供される体制の整備を行っていく役割があります。

一方、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに的確に対応していくためには、公的支援が個人の抱える個別課題だけでなく、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応していくこと、また、地域の実情に応じて高齢・障害・児童といった分野をまたがって総合的に支援を提供しやすくすることが必要になっています。

（ 県 ）

県は、市町村だけでは対応できない広域的又は専門的な福祉ニーズに対応するとともに、市町村の創意と独自性を尊重しながら、包括的な支援体制づくりなどの地域福祉施策を支援していく役割を果たします。また、市町村に対し、社会福祉法の趣旨を踏まえた市町村地域福祉計画の策定や地域共生社会の実現に向けた取組の推進について働きかけを行うとともに、市町村と住民・民間団体との連携が進むような環境づくりも進めていきます。

（市町村）

住民に最も身近な行政主体である市町村は、地域の課題を把握し、住民による地域福祉活動促進のための環境整備や、利用者の立場に立った福祉サービス提供体制の整備等を行うとともに、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う包括的な支援体制を構築し、公的な福祉サービスと住民・民間団体の自発的な福祉活動を結びつけ、調整するなどの中心的な存在として、市町村地域福祉計画を策定し、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画と連携を図り、個性豊かな地域を創造していく役割が期待されます。

（２）住民・民間団体の役割

地域福祉を推進する上では、住民・民間団体の主体的な参加が不可欠であり、お互いがパートナーシップの関係を保ちつつ、相互の長所を生かしながら協働していくことが大切です。

また、社会福祉法では、「地域福祉推進の理念」として、支援を必要とする住民及び世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことが規定されるなど、これまで行政サービスの受け手であった住民・民間団体が自発的に公共サービスの担い手として参画し、複雑・多様・重複化する住民ニーズにきめ細かく対応する「新しい公共」の活動が求められています。

こうしたことから、さまざまな主体が地域生活課題を共有し、ともに力を合わせて地域づくりを行う協働を一層進めていき、コミュニティの絆を強化しながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指していく必要があります。

（住民、自治会等）

住民は、地域共生社会の実現のため、自らが積極的、主体的な社会参加意識をもって、行政へ提言をしたり、共に支え合う地域づくり活動やボランティア・ＮＰＯ活動に参加していく役割が期待されます。特に、自治会活動は、ライフスタイルの変化やその加入率の低下などから今後より課題が大きくなることが考えられ、持続可能な地域活動への検討を始めていくことが必要です。

（ボランティア・ＮＰＯ等）

ボランティア・ＮＰＯ等は、住民と一体となって、持続可能な地域づくりを一層活性化し、盛り上げていく役割が期待されます。また、地域の課題を社会福祉協議会等と協働しながら、積極的に行政等へ解決への提言を図ることも期待されます。

（社会福祉法人）

社会福祉法人は、地域における福祉サービスの実施主体として、利用者の立場に立ったサービスを提供するとともに、社会福祉法に「地域における公益的な取組」（地域公益事業）の実施に関する責務が規定されるなど、地域社会への貢献が明確に求められています。

今後、市町村域における社会福祉法人等のネットワークを通じ、誰もが住みやすい福祉のまちづくりを推進し、地域の実情に応じた福祉サービスのさらなる充実を図ることが期待されます。

（社会福祉協議会）

社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられています。民間組織としての“自主性”と行政との連携・協働のもと活動する“公共性”の二つの特徴を併せ持ち、多様な主体との相互協力・合意形成に努め、住民主体を基本とした地域福祉を推進しています。

県社会福祉協議会は広域的見地から、市町村社会福祉協議会や福祉関係者と連携を図りながら、社会福祉事業の実施、住民等への社会福祉活動に関する啓発や参加の促進をはじめ、福祉人材の養成・確保や権利擁護の推進など、県域における地域福祉を総合的に推進する役割が求められます。

また、市町村社会福祉協議会は、地域の多様な社会資源とのネットワークのもと、多くの方々との協働を通じて、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組む役割が求められます。

（共同募金会）

共同募金会は、社会福祉法に基づき広く寄附金を募集し、県内の社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業へ配分することを認められた県内唯一の社会福祉法人です。

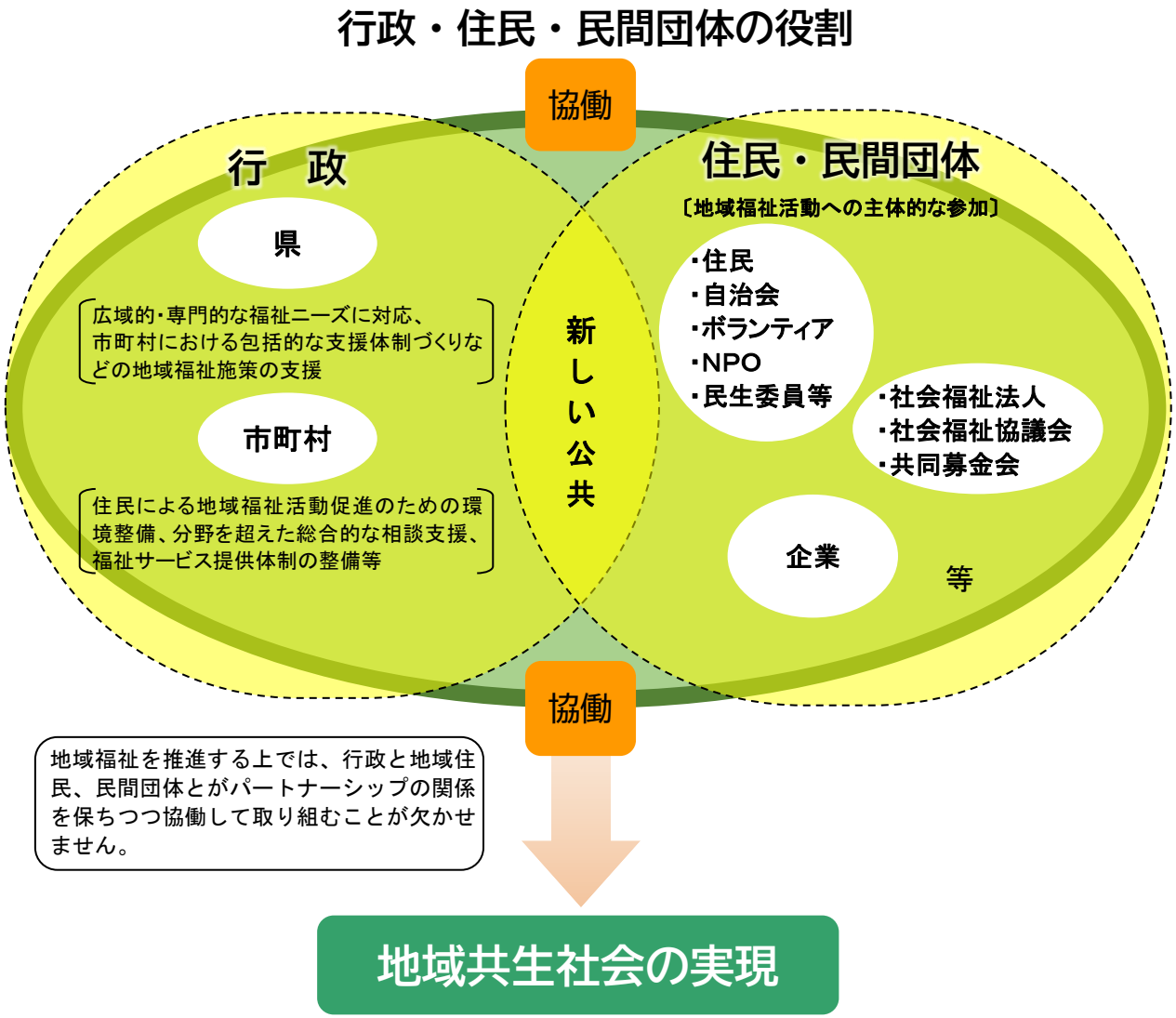
募金活動は、住民参加によるボランティアで行われ、寄せられた寄附金は、児童福祉施設等の施設整備や社会福祉協議会・ボランティア・ＮＰＯ等の地域福祉活動などに役立てられています。

また、大規模災害発生時には、ボランティアセンターの設置運営による被災者支援にも充てられます。

こうした財源確保の役割に止まらず、住民がボランティアで寄附を募り、また、寄附に応じて社会貢献する「共同募金運動」を通じて、住民相互の助けあいの気持ちを育み、持続可能な地域づくりに資する役割も期待されています。

（企業等）

企業等は、地域の一員として、福祉の視点に立って、障害者差別解消法が定める「合理的配慮の提供」はもちろんのこと、就業が困難な状況に置かれている人々の雇用の場の提供や開発、社員の社会貢献活動を積極的に推進するとともに、地域に根差した一つの社会的責任を有した主体として、「自ら」社会貢献活動を行うことが期待されています。



4　計画の体系

基本理念

地域全体で、すべての人の『自立』と『支え合い』、『安全・安心』をつくり出す地域共生社会の実現

重点課題

- **共に支え合う地域づくりの推進**
- **利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備**
- **市町村地域福祉計画の策定の支援・推進**

施策の方向

共に支え合う地域づくりの推進

（1）支え合いの精神の醸成
（2）住民参加の地域福祉活動の推進
（3）ボランティア・NPO等の民間団体の活動の支援
（4）民生委員・（主任）児童委員活動の充実
（5）社会福祉協議会の活動の充実
（6）総合的・分野横断的な支援の展開

利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備

（1）福祉サービスの基盤の整備
（2）市町村における包括的な相談支援体制の整備
（3）福祉サービス情報の提供
（4）福祉サービスの質の確保
（5）福祉サービスの利用援助
（6）バリアフリー・ユニバーサルデザイン（UD）の推進

市町村地域福祉計画の策定の支援・推進

1　地域福祉計画の必要性
2　盛り込むべき事項
3　策定のポイント
　（1）住民の参画
　（2）地域のとらえ方
　（3）目標設定と評価の仕組み
4　策定の支援

すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き活き岡山」の実現

役割分担

県……広域的又は専門的な福祉ニーズに対応。市町村の包括的支援体制づくり等を支援
市町村……住民による地域福祉活動の促進のための環境整備や、利用者の立場に立った福祉サービス提供体制の整備等
住民・民間団体…地域福祉活動への主体的な参加